

下関市立大学大学院プロジェクト研究規程

平成 22 年 9 月 28 日

規 程 第 21 号

改正 平成 27 年 2 月 26 日規程第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学大学院学則（平成 19 年規則第 2 号。以下「大学院学則」という。）第 24 条第 1 項に規定する特定の課題についての研究（以下「プロジェクト研究」という。）に関し必要な事項を定める。

(資格)

第 2 条 プロジェクト研究を申請することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 下関市立大学大学院入学選抜に関する規程（平成 22 年規程第 9 号）第 2 条に規定する一般選抜試験のうち、社会人の枠で受験する者
- (2) 下関市立大学大学院入学選抜に関する規程第 2 条に規定する派遣社会人特別選抜を受験する者

(申請手続)

第 3 条 プロジェクト研究を希望する者は、選拔出願時に、学長に願い出なければならない。

(許可)

第 4 条 前条の申請に対しては、研究科委員会の意見を聴いて、学長が許可する。

(履修方法)

第 5 条 プロジェクト研究の許可を受けた学生は、授業科目のうち必修科目及び選択科目の単位を合わせて所定の 30 単位以上修得しなければならない。

- 2 プロジェクト研究の許可を受けた学生の必修科目は、大学院学則別表第 2 に規定する科目とし、必要修得単位数は、合計 12 単位とする。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、プロジェクト研究に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 9 月 28 日から施行し、平成 23 年度入学生から適用する。
- 2 この規程の施行日前に行われた平成 23 年度入学生に係るプロジェクト研究の申請及び許可については、相当の行為をもって第 3 条に規定する申請及び第 4 条に規定する許可が行われたものとみなす。

附 則（平成 27 年 2 月 26 日規程第 13 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。